

令和 7 年度 第 1 回 青森警察署協議会議事録		
開催日時	令和 7 年 6 月 26 日 (木) 午後 1 : 30 ~ 午後 3 : 00	
開催場所	青森警察署 4 階講堂	
出席	委員	会長以下 12 人
	警察署	署長以下 17 人
開催内容		
<p>1 開会  2 警察署長挨拶  3 警察署幹部、協議会委員 自己紹介  4 協議会会長選任、挨拶  5 副会長指名、挨拶  6 議事</p> <p>(1) 治安概況  (2) 令和 7 年度取組目標  (3) 委員からの事前意見・要望について</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>新町の昭和通り（一方通行）で 2 台逆走してきた車があり、1 台は途中で U ターン、1 台は入口の信号でストップするという怖い思いをした。  観光客も増える中、双方向の通行にする予定はないか伺います。</p> </div> <p><b>【回答】</b>  現在のところ、地域住民等から双方向通行にしてほしいという意見要望がないことや、国道から青森駅へ向かう主要路線であり、バスなどの交通量も多いことから、双方向通行にする予定はない。  逆走に関しては、近年全国的に問題となっており、逆走車を見たら、すぐに 110 番通報をしていただければ、早期に対処していく。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>特殊詐欺や投資詐欺・ロマンス詐欺などいろいろな詐欺事件が青森県内においても連日のように報道されているが、ますます増える傾向にあるようで、被害に遭う人も幅広い年代で知らぬ間に犯罪に巻き込まれてしまうケースもあると聞く。  このような事件に巻き込まれないように、これからも気軽に相談できる環境であることを願う。</p> </div> <p><b>【回答】</b>  当署管内における今年 1 月から 5 月末までの間の特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺の認知件数は昨年同期比の約 2.7 倍、被害金額は約 3 倍に増えている。  被害者の年齢層については、特定の年代に偏ることなく、幅広い年齢層の方が被害にあっている。  被害を防ぐためには、1 人で即断して金銭のやりとりをしない、つまり、誰かに相談す</p>		

ることが重要。

警察官をかたった者から「あなたの口座が犯罪に使われており、あなたが捜査対象になっている」と言われたり、偽の逮捕状を見せられ「守秘義務があるから誰にも言うな」と言われ、金銭を要求される手口がある。

このような状況に陥ると一般の方は冷静な判断ができなくなり、逮捕されないようにするため、相手の要求に応じて金銭を渡してしまうことがある。

よって、金銭を渡す前に、警察又は家族や知人に相談していただき、そこで詐欺であることに気づいていただくことが極めて重要になってくる。

警察へ相談することに抵抗感や敷居の高さを感じている市民の方もいると思うので、警察では引き続き、悪には徹底して強硬姿勢を貫く一方、善良な市民には、身近で親近感を覚えていただけるような業務運営により、一層配慮していく必要があると考えている。

最近、山手にある車輛、資材置場でトラックのホイールハブが片方だけロックされたり、何者かが侵入している気配があるとのことだったが、そのような案件はほかにも発生しているか。

また、弘前方面で不審者が勝手に敷地へ立ち入ったり物色して回っているとの話があるようだが、青森市管内でも同様の案件はあるか。

対策等があれば、ご教示願う。

#### 【回答】

県内の様々なところで、同じような手口の犯罪が連続的又は断続的に発生している場合、警察本部から各警察署に情報提供がなされる場合があるところ、今年に入ってから、そのような情報提供は今のところない。

この種事案の対策としては

- 敷地の外周にフェンスを設置するなど、物理的に外から侵入できないようにする
- センサーライトや防犯カメラを設置して、犯行を断念させる

といったことが考えられる。

いずれにせよ、不審者を目撃した場合や何らかの被害を受けた場合は、周辺のパトロールや巡回を強化したり、犯人を捕まえるための必要な捜査を行うので、まずは警察に知らせていただきたい。

令和8年3月で平内町の駐在所も閉鎖になるが、町民がこれまでどおり安心して暮らしていけるよう配慮いただきたい。

#### 【回答】

山口・清水川駐在所は、令和8年3月31日で廃止し、平内交番へ統合することから、両駐在所管内で発生した事件・事故への対応や、巡回連絡、更には両駐在所管内にお住まいの方からの相談等については、平内交番で対応することとなる。

近くに警察官がいなくなるということを感じたり、不便を感じる方もいるかと思うが、山口駐在所の勤務員1人と清水川駐在所の勤務員1人の合計2人については、平内交番の人員となり、山口・清水川駐在所管内を含めた平内町全体を守る警察官の人数は今までと変わらない。

更に、携帯電話や110番通報受理システムなどの情報通信技術の発展により、110番通報をしていただければ位置情報等を基に平内交番から迅速に駆けつけることもできる。

また、緊急を要さない困りごと等は、平内交番勤務員が巡回連絡した際にでも相談していただきたい。

両駐在所管内にお住まいの方々が、不安や不便を感じることをないよう、平内交番とし

ても巡回連絡や警ら強化し、町民の皆様がこれまでどおり、安心して暮らしていけるよう万全を期して参りたい。

自転車事故防止のために 法的ルールを含めやってはいけないことなど、改めて自転車運転ルールの説明をお願いしたい。

**【回答】**

自転車の交通ルールは、「車」のルールと一緒に、  
一時停止の場所は、止まる  
信号機の場所は、信号の色に従う  
夜間は、ライトを点灯して走る

などで、昨年11月には、道路交通法が改正され、「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」の罰則が強化された。

「運転中、スマホを持ちながら画面を見たり、通話をする事」や「酒気帯び運転」は、飲酒運転した方はもちろん、お酒を飲んでいる方に自転車を貸したり、自転車を運転することを知りながら、お酒を飲ませたり、飲酒運転と知りながら、同乗する行為も処罰の対象となる。

**【更問】**

イヤホンで耳穴を塞いで周囲の音が聞こえないような状態であれば違反、と聞いたが、骨伝導のイヤホンだと耳を塞がないのでは。

**【回答】**

骨伝導で耳を塞がないとしても、大音量にするなどして周囲の音が聞こえないものは違反となる。

**【更問】**

最近、警察官が高校生の自転車乗りを停めて何か注意しているが、どんな内容なのか。

**【回答】**

自転車通学の高校生によく見られる並進、二人乗り、右側通行などの違反に対し、警告書を交付してルールを指導し、これらの違反は将来的に反則切符の処理となる旨併せて広報している。

幸畑字松元12-5先に設置されている十字路の信号機が点滅に切り替わった。それ以降、事故が3件発生している。令和7年6月現在、点滅信号も撤去するという看板が設置された。

- ① 県道40号である。
- ② 信号機から15m位の所にバス停がある。
- ③ 小・中学生の通学路である
- ④ 市営バス路線である。

以上の理由から撤去ではなく、感応式信号機に戻してもらいたい。

事故が起きてからだと取り返しが付かないので再検討を望む

**【回答】**

現在、全国では更新時期を大幅に経過した信号機、制御器などの部品が腐食などにより落下するおそれが高い信号機、交通流の減少により、必要性が低下した信号機は、様々な調査をもとに撤去をしている。

青森県警においても、学校等の統廃合、バイパスの開通・人口減等に伴う交通流の変化などを、総合的に判断して信号機の撤去を進めている。

当該交差点について、点滅運用後、交通事故が発生していることは、把握している。

しかし、東側に環状線から幸畑へ直進する道路が設置されたことで、大幅に交通量が減少している現状から、撤去予定として点減運用している。

いただいた意見については、交通規制課に報告するとともに、協議して参りたい。

西バイパスの横断歩道のない所での歩行者の横断を見かける。道路のまん中で車が通りすぎるのを待っている方もいるようだ。

**【回答】**

警察では、このような危ない方を見かけた際は、注意指導を行っている。

中には、大丈夫だから等と申し立てる方もいるが、粘り強く説得をして、横断歩道を渡るように教示している。

西滝近くのヤクルトスイミングの橋は右折禁止となっているが、堂々と右折待ちする車が多い。取締りをお願いしたい。

**【回答】**

交通違反の情報、ありがとうございます。

貴重な御意見として、取締りを行って参りたい。

高校生の自転車の乗り方も指導してほしい。突然の斜め横断、2人乗り等

**【回答】**

全国・本県でも自転車乗りのマナーについて、問題となっているが、当署では、街頭指導を始め、高校生に対する交通ルールの講話を行っているほか、市民からこのような意見があれば、その高校に対して情報提供を行い、学校の先生からも注意指導するよう依頼している。

今後も、自転車の交通ルールを指導していきたい。

平内町山口での事故が多く、特に山口小学校入り口から歩道橋までの所が、徒歩でも運転でも危なく感じる。何か対策はとれないか。

**【回答】**

当該道路は、国道4号で昼夜問わず交通量が多い路線と認識しているところ、現場には歩道が設けられているが、徒歩でも運転でも危なく感じるという御意見であることから、意見を道路管理者である国土交通省に情報提供したい。

なお、現状、両側に歩道が設置されており、交通規制について妥当と認識している。

遅い時間通行する際、浅虫から土屋の橋へ上がるところ、土屋から中野へ向け上がったところが目の錯覚を起こすことがある。明暗の感覚が強すぎるように感じる。少しでも改善してほしい。

**【回答】**

当該場所は、国道4号を野辺地町方向へ進行して、浅虫バイパスの合流直後とホタテ広場を通過した場所と認識している。

この場所の手前には、街路灯があり、明るい場所ではあるが、通過した先は街路灯の設置がなく、暗く感じるのだらうと思われる。

この件に関しては、街路灯に関する問題と思われるので、道路管理者にこのような御意

見があったことを伝える。

現在、業務で「忘れ物」の担当をしており、毎月30～40点程、届出の範囲規定等がなく、1か月毎に食品、飲料以外を届出ている。いつも仕分け作業をしているが、色々な物があり、毎回悩むことから、警察側で範囲を決めて頂く事は出来ないか。

**【回答】**

結論から申し上げますと、警察で拾得物の届出範囲を決めることはできない。

警察では、いわゆる「落し物」や「拾い物」等の取扱いをしているが、その取扱いは民法第240条及び第241条の特別法である「遺失物法」を根拠にしており、委員は、遺失物法に規定する「施設占有者」として、遺失物の取扱いをされておられると拝察する。

遺失物法において「遺失物」とは、他人が占有していた物であって、当該他人の意思に基づかず、かつ、奪取によらず、その占有を失ったものとされているが、物の種類によって届出が免除できるような定めはなく、警察で範囲を決めることはできない。

遺失物の取扱いは、県民の権利義務に直接関わるものであり、取扱件数も膨大で、県民の誰もが遺失者、拾得者として警察の窓口を訪れる可能性を有しており、警察行政の中でも国民に最も身近なものの一つである。

遺失者、拾得者の権利及び個人情報保護と利便の向上を図る観点から、遺失物行政を適正に運営していくことは極めて重要だと認識している。

この点をご理解いただき、今後も施設占有者として拾得物を取扱いしていただくようお願いしたい。

マイナ免許証について

- ① マイナ免許証は、運転免許証に記載されている内容が、直接見ることが出来ないが、スマートフォンのアプリやマイナポータルサイト以外の確認方法はあるか。
- ② PCやスマートフォンなどの電子デバイスを持っていない方は自分で情報を確認することは可能か。
- ③ 警察の方は、外での巡回や職務中に、すべての方がマイナ免許証の内容を確認できる端末を持ち歩いているのか。また、電波などのインフラが不安定な状況下でも確認するが可能なのか。
- ④ マイナンバーカードを更新すると、運転免許情報が引き継がれないが、この場合マイナンバーカードを所持していても、免許証不携帯となり罰則の対象となるのか。

**【回答】**

①について

運転免許センターや八戸、弘前、むつの各自動車運転免許試験場、県内各警察署に設置している申請自動受付機（申請書作成機）の機能として記録内容の確認が可能。

②について

できません。運転免許センターや八戸、弘前、むつの各自動車運転免許試験場、県内各警察署に赴き、確認することになる。

③について

常にではないが、街頭活動に携わる警察官はデバイスを携帯することになる。電波状態が悪いと利用できないが、無線通話などほかの手段で補完することができる。

④について

車の運転をする場合、運転免許証かマイナ免許証のいずれかを携帯する必要があるため、マイナ免許証のみ保有の場合は、新しいマイナンバーカードに免許情報を記録せず

に車を運転をすると、免許証不携帯違反となる。

- 7 署長総括
- 8 連絡事項
- 9 閉会

【 開催状況 】

